

政務活動費のあり方検証検討結果報告書

令和5年（2023年）2月13日

政務活動費あり方検証検討会議

目 次

第1章 政務活動費の見直しについて	3
1 今年度の目的	3
2 推選委員	3
3 検討手順	4
4 検証検討結果の実施	4
5 会議開催状況	4
第2章 項目別検討結果について	6
1 内訳	6
2 結果一覧	6
3 協議内容	8
● 後払い制度について	8
● 按分について	9
● 執行のあり方について	10
● 会派視察費について	12
● 携帯等の通信費について	13
● 高価物品のリース、購入について	15
● 広報紙費用について	17
● 個人払いについて	18
● 任期、年度、契約期間内の適切な支出について	19
● ホームページの更新について	22
● 新聞（一般紙）の取り扱いについて	23
● 物品購入時の添付資料、領収書と支払いについて	24
● 旅費の確認資料について	26
● 郵送料、レターパック等について	28
● その他の協議事項	29

第1章 政務活動費の見直しについて

政務活動費の適正な取り扱い、事務処理の明確化及び使途の透明性を確保するため、その運用の判断基準として政務活動費マニュアルを策定しており、マニュアルの内容に疑義が生じた場合や社会情勢の変化等により改正の必要が生じた場合は、適宜見直しを図っていくものとしています。

前期においては平成30年10月から翌年2月にかけて「政務活動費あり方検討会議」を設置し政務活動費の使途基準の見直しを行いました。今期においても社会情勢の変化等を踏まえ、政務活動費の現状の課題を検証し見直しを行うため「政務活動費あり方検証検討会議」を設置し、課題に対する対応方策等を協議し、政務活動費の使途基準及びマニュアルの見直しを行いました。

1 今年度の目的

政務活動費に係る次の項目について、検証及び課題の抽出と対応方策を検討する。

- 1 政務活動費の使途基準・指針
- 2 政務活動費マニュアル
- 3 その他

2 推選委員

座長		青山 暁 副議長
委員	自由民主党芦屋市議会議員団	川上 あさえ 議員
	日本共産党芦屋市議会議員団	川島 あゆみ 議員
	公明党	帰山 和也 議員
	あしや しみんのこえ	たかおか 知子 議員
	日本維新の会	大原 裕貴 議員

3 検討手順

- ・ 会派及び会派に所属しない議員を対象に、使途基準やマニュアル等の現状の課題について、「課題シート」の提出を求め、出された課題について検証・対応策の検討を行う。
- ・ 現状を変更する場合は全会派一致を条件とし、一致しない場合は「現状どおり」を原則とする。
- ・ 意見が一致しない結論となった場合であっても、来期の参考となるよう、結果だけでなく結論に至った過程についても報告書に掲載する。
- ・ 最終報告書は公開する。

4 検証検討結果の実施

- ・ 見直したマニュアルの運用は、令和5年4月以降の政務活動費の使用からとする。ただし、所有権移転外契約に係るもののみ令和5年5月からの適用とする。

5 会議開催状況

	日 時	内 容
第1回	令和4年8月26日	今年度の目的の確認 推選委員の確認 会議体の名称について 協議検討事項について
	令和4年8月26日～ 9月12日	各会派及び会派に属さない議員へ課題募集 (課題シートの提出)
第2回	令和4年10月4日	課題について検討①
第3回	令和4年10月31日	課題について検討②
第4回	令和4年11月28日	課題について検討③
第5回	令和4年12月19日	課題について検討④ 中間報告(案)について
全体協議会	令和5年1月26日	中間報告
代表者会議	令和5年2月13日	最終報告



【写真】 政務活動費あり方検証検討会議 委員



【写真】 政務活動費のあり方に関する中間報告（全体協議会）

第2章 項目別検討結果について

課題シートでは29件の課題が出され、類似した課題を一つに集約し13の検討項目にまとめました。さらに令和3年度政務活動費報告の際に事務局へ寄せられた意見2件を追加し、検証・検討を行いました。

1 内訳

会派又は議員	提案数	会派又は議員	提案数
自由民主党	2	日本維新の会	13
日本共産党	4	寺前尊文議員	2
あしやしみのこえ	7	山口みさえ議員	1

2 結果一覧

No		検討項目	結果
1	後払い 制度	・会派での後払い制度の研究	・ 条例改正を伴う会派・議員への後払いは、今期も見送り ・ マニュアルに会派内での後払いについて記載する。
2		・ 経費の検証	
3	按分	・ 1000円未満の消耗品の按分について	・ 今までどおり議員の良識に任せて、個別判断 ・ 結論を得ず
4		・ 議会としての按分比率の検討	
5	あり方	・ 「議員活動」「政治活動」の補助ではなく、「政策提案」に資する執行の再認識	・ マニュアルに政務活動費の執行における事務局の役割について記載する。
6	会派 視察費	・ 社会的状況を鑑みて廃止または減額の検討	・ 15万円への減額で一致
7	携帯等の 通信費	・ 本体価格の取り扱い	・ 政務活動費の充当から本体代は除外し、通信料のみ充当可能とする。 ・ 支払額の1/2以内の額、上限5,000円は現状のまま
8		・ サービス形態・プランを踏まえた充当の見直し	
9			
10	高価物品 のリース、 購入	・ カーリースの禁止	・ カーリースは禁止とし、マニュアルに明記する。
11		・ 代用品不可の場合のみ許可	・ 高額物品を購入する際の注意についてマニュアルに記載する。

12	広報紙 費用	・プロフィールの紙面に対する割合の共通認識	・共通認識が持てるように、このような議論があったとの答申とする。
13		・充当ルール（発行部数等、領収書記載内容・原本提出）	・印刷代、配布代ともに内訳として単価、発行部数の明記を必須とする。
14			・単価、発行部数の明記は手書き、印刷を問わない。
15	個人払い	・個人支給への変更	・個人支給にはしない
16	任期、 年度、 契約期間 内の適切 な支出	・備品以外のもの（1万円以下の物品、消耗品等）への制約 ・駆け込み購入への制約	・任期終了間際の物品の購入について、疑義をもたれることのないよう留意することをマニュアルに記載する。
17			
18		・リース終了後個人資産とならない契約 ・年間使用料の取扱い	・リース契約については、所有権移転外契約を結ぶようマニュアルに記載する。 ・任期をまたぐ支払についての注意事項をマニュアルに記載する。
19			
20			
21	ホームページ更新 証拠資料	・更新等の前後がわかるもの	・更新の前後がわかるものを添付することとし、マニュアルに記載する。
22	新聞 購読料	・専門誌のみ	・現状どおり。このような議論があったとの答申とする。
23	支払いが 証明でき る資料	・領収書以外の資料（レシートなど内容がわかるもの）の添付	・明細のわかるものの添付、なければ自身で記載することとする。
24		・振込記録、クレジットカード支払い記録の添付	・対象を広報紙に限定し、領収書のほか、請求書や振込記録等の支払記録の添付を求めることとし、マニュアルに記載する。
25	旅費の 確認資料	・会議資料等で出張の目的を確認	・現状どおり
26		・実費充当	・調査研究費のガソリン代の1/2按分、上限5000円は現状どおり
27			・明確な目的のある移動に係るガソリン代は、調査研究費であっても全額充当可能とわかるようマニュアルを修正する。
28	議員からR3年度政 務活動費収支報告書	・郵送料の添付資料	・送付物の写しを保管し、政務活動と証明できるようにしておくこととマニュアルに記載する。
29	提出の際に事務局に 寄せられたご意見	・レターパックの取り扱い	・レターパックは充当禁止とする。

3 協議内容

● 後払い制度について

1	日本維新の会	【政務活動費の後払いについて】 理想は事務局による後払い制度だが、事務局負担が格段にあがることを考えると難しい。しかし、透明性向上のためには後払いが望ましいため、会派での後払いが望ましい旨、マニュアルに記載しておいたほうが良いのではないか。
2	あしやしみんのこえ	【政務活動費の後払い精算】 民間は後払いが通常です。経費がどの程度なのか検証し可能であれば変更したい。

【協議要旨】

- No. 1～2
- ・ 政務活動費の使用は議員の責任ですべきであり、後払いの手続きの中に事務局のチェックを入れることで、事務局に責任を押し付けることになる。また、都度チェックを行うと事務局の業務量も増えるため、条例改正を伴う制度変更は慎重にすべき。
 - ・ 各会派において会計担当者のチェックにより後払いとすることで透明性が担保でき望ましいとマニュアルに記載しておくのはどうか。
 - ・ 明記したことで、やった方がいいともやってもやらなくてもいいとも読み取れるので、議論の余地があり一度会派に持ち帰りたい。

【結果】

- ・ 条例改正を伴う会派・議員への後払いは、今期も見送り
- ・ マニュアルに会派内での後払いについて記載する。(マニュアル P15)

【マニュアル該当部分】

P15

(5) 会派における会計処理について

政務活動費の使途の説明責任は会派又は議員に委ねられるため、会派においては、透明性の確保、自己チェックの観点から、会計責任者のチェックを経た後、各議員に支払う方法等も含め、会計手続きについては会派内で検討の上、執行してください。

● 按分について

3	寺前議員	【按分のあり方について】 公私の区別が判りにくい支出に「按分」の概念を取り入れることは、過去の判例から考察しても有効と考えます。しかし、専ら議員控室で使用する1,000円未満の消耗品への支出（文具等）に対する按分の必要性に疑問を感じます。同一の文具を公私隔てることなく使用することはあり得ることでありますが、それが社会通念上、認め難い公金使用に該当するとは思えません。総務課から按分の適用を勧められますが、議員の良識に委ねてはいかがでしょうか。
4	あしやしみんのこえ	按分が必要と考えられる項目についてはある程度按分比率を議会として定めておいた方が議会全体に対する市民からの見え方や事務処理の画一化の観点からいいのではないかと。具体的な検証を行い検討したい。

【協議要旨】

- No. 3
 - ・ 安価な文具等を按分対象外とするとまとめ買いなどの懸念が生じる
 - ・ 現状も事務局は按分の確認のみで最終的には議員個人で判断している。
 - ・ 購入品の金額に関わらず個別判断すべき。
- No. 4
 - ・ 市政報告等の限られた範囲でとの提案だが、内容により按分率は異なるため目安は必要だと思うが統一は難しい。
 - ・ 会派として市政についてしか紙面にしないため按分しておらず、率を定められると逆に説明がつかなくなる。
 - ・ 何が政務活動にあたるかは議論できるが、率を定めるのは難しい。やるなら紙面の内容や面積配分だが、それも難しいのでは。

【結果】

- ・ No. 3 今まで通り議員の良識に任せて、個別に判断する。
- ・ No. 4 結論を得ず

● 執行のあり方について

5	寺前議員	<p>【執行のあり方について】 制度上の課題というより、議員各位の心がけを促す意味で提起します。政務活動費の執行状況を見る限り、広報費の占める割合が多く、調査研究費、研修費、広聴費が少ない印象は否めません。支出の性質上、広報費が割高になるのはやむを得ませんが、政務活動費が本来持つ意義を考えた場合、市民意見の聴取や調査活動に基づいた政策提案に資する執行が望まれます。政務活動費は「議員活動」「政治活動」の補助金ではないとの認識を、各議員が徹底していただきたいと思います。</p>
---	------	---

【協議要旨】

No. 5

- ・ 提案者は、政策提案に資する活動よりも広報活動へ占める割合が多くなって
いる政務活動費への警鐘の意味で提案いただいたとのこと。
- ・ 議会全体で話す機会が持てたらいい
- ・ 政務活動費への警鐘ということに関連して、マニュアルに前提として記載は
ないが、不正があった場合でも、事務局は最終判断機関ではないため、不正を
見抜けなかった責任を追及されないよう、その役割を明確化する必要がある。
そのためにも、精算時において事務局はマニュアルに照らして書類の不備等
を確認し、支出の妥当性についての判断は行わないとマニュアルに明記すべ
きではないか。

【結果】

- ・ マニュアルに政務活動費の執行における事務局の役割について記載する。(マ
ニュアル P4, 16)

【マニュアル該当部分】

P4

2 透明性の原則と説明責任

会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、その執行に係る証拠書類等を整理・保管するものとし、その使途の適正については、透明性確保の観点から、会派及び議員自らが市民への説明責任を果たさなければなりません。

このため議長に提出される収支報告書に領収書等の証拠書類を添付し、ホームページ上で公開することで、透明性の向上を図っています。添付される証拠書類によって使途内容が把握され、説明責任が果たされることが期待されるものですが、個別の事項に関しては、なお一定の説明による補足が必要な場合もあります。

本市議会では自主（中間）監査を行っており、事務局で必要書類等の確認や必要に応じた情報提供等を行っていますが、政務活動費の使途については事務局の承認事項ではありませんので、市民への説明責任は会派及び議員にあることを常に留意し、各議員の責任で十分確認してください。

2 中間監査

芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例第 11 条の規定により、議長は提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めることとされており、代表者会議（平成 13 年 2 月 16 日開催）の確認に基づき、議会内部での自主（中間）監査を行っています。

会派及び会派に所属しない議員は、毎年 10 月に、その年の 4 月から 9 月分の収支報告書等（p. 18 に規定する「議長が 5 年間保存」する書類）を事務局に提出し、中間監査を受けなければなりません。

なお、事務局では書類の確認のほかマニュアルに不明な点などがあれば必要な情報提供をしますが、政務活動費の使途の説明は会派又は議員で行うべきものであるため、各議員においても十分確認するようにしてください。

● 会派視察費について

6	日本維新の会	【会派による行政視察について】 コロナ禍の影響でオンライン視察の選択肢も増えた。また、現状で年間一人当たり 20 万円の予算がついている視察旅費についての執行率も、コロナ禍以前から高くない。他市議会において、視察旅費が廃止されている社会的状況を鑑みても、本市議会においても会派視察のための視察旅費は廃止または減額する必要があるのではないか。
---	--------	--

【協議要旨】

- No. 6
- ・ オンライン視察が可能になり、議会予算の視察用の旅費も例年不用額が生じているため、1人20万円の予算は過剰ではないか。政務活動費で視察に行けるため、視察の費用がなくなるわけではないので、議会費予算の検討・減額が必要では。
 - ・ 適正な額とすべく議論すべき。
 - ・ 視察情報は全て公開されていることが多く、必ずしも現地を訪問する必要のないこともある。減額から検討を始めるのはあり。
 - ・ 不用額が多いのは課題だが、実際に現地へ行くことで視察項目以外も直接見聞きできるメリットがあるので一定は補償すべき。

【結果】

- ・ 令和4年12月6日の全体協議会にて、15万円に減額を決定
- ※ 令和5年度予算から反映

● 携帯等の通信費について

7	日本維新の会	【スマートフォン、携帯電話の本体料金について】 スマートフォン、携帯電話の月額使用料の中には本体料金が含まれていることが多い。現状では、本体料金も含めて1/2までの支払いが可能となっているが、本体価格については政務活動費から支出する場合は備品扱いとすべきなのではないか。
8	寺前議員	【通信費用の取扱いについて】 条例制定後、携帯電話の通信費（かけ放題プラン、機種代込みなど）やインターネット通信料の通信会社のサービス形態が増えました。この機会に、通信費の充当のあり方について現行サービスとの適正化を図るため、再度協議されてはいかがでしょうか。通信費用に政務活動費を充当すること自体は、問題ないものと考えます。
9	日本共産党	【通信・運搬に係る経費の内、携帯電話・スマホの使用料の充当について】 1/2以内、5,000円を上限に按分ができるルールだが、スマホのかけ放題プランが普及しているため、政務活動だけで通話料金が跳ねあがることもないのではないかと。よって、充当については原則不要と考える。インターネット使用料も同じではないかと。時代に合わせて見直すべき。

【協議要旨】

- No. 7～9
- ・最新の iPhone 等の価格高騰、通信費に分割払いした機種代を合算する支払方法の普及を考えると、機種代は通信費と分けて備品扱いとするべき。
 - ・明細が詳細に全て出るため、本体代を通信費と分けて請求することは煩雑だが可能
 - ・通信費の 1/2、上限 5000 円について、かけ放題や Wi-Fi の無制限プランがある中、通信費として政務活動費を使用する必要があるのか。
 - ・私用 1 台で活動している場合はいいが、仕事用を別途契約している場合は必要となるため、議論が必要
 - ・業務で必要なのでタブレットが貸与されているように、通話機能のみのガラケーを貸与する方法もある。
 - ・市民と LINE でやり取りする場合もあり、通話機能のみでは対応できない。またかけ放題プランも様々なプランがあり、政務活動費で通信費がいらなくとも言い切れない。
 - ・月々の支払料金に本体代が含まれる場合、通信料の確認のために明細書が必要だが、キャリアによって過去いつまで遡って出力可能か異なるため、年度末などにまとめて政務活動費を処理する場合、明細が出せず充当できないことになりかねない。その事実を議員に周知すべき。

【結果】

- ・政務活動費の充当から本体代は除外し、通信料のみ充当可能とし、明細の出力期限の注意書きをマニュアルに記載する。（マニュアル P27, P49）
- ・支払額の 1/2 以内の額、上限 5,000 円は現状のまま

【マニュアル該当部分】

P27

<p>【通信費】 ☆ 携帯電話、スマートフォンの使用料は、本体代には充当できず、通信料にのみ充当できます。月々の支払金額に本体代金が含まれる場合、通信料を確認するための明細書が過去に遡っていつまで出力できるかに注意すること。</p>

P49

携帯電話の使用料 スマートフォンの 使用料	按 分	<p>○ 携帯電話とスマートフォンの使用料は1人どちらか1台のみ充当可。 ☆ 支払額の2分の1以内の額、ただし、1人1月5,000円を上限とする。 ● 本体代には充当できません。月々の支払金額に本体代金が含まれる場合は通信料にのみ充当できます。</p>
-----------------------------	-----	--

● 高価物品のリース、購入について

10	日本維新の会	【カーリースについて】 他自治体では、政務活動としての使用としてはあまりに過剰な高級車を契約しているケースがあり、問題となっており、明確に禁止を謳っている議会も多い。本市における実績はないが、マニュアル上禁止していないので、今後、使用する人も出てくる可能性がある。今後の抑止のためにもマニュアルで禁止しておく必要はないか。
11	あしやしみのこえ	明らかにプライベートでも使用可能な持ち物として残る高価な品物は、代用品があるのであれば購入は認められないとすること。本来はこの目的で使用不可です。

【協議要旨】

- No. 10～11
- ・カーリースについては、過去に免許を持っていない議員もおり、芦屋市も車社会ではないことからカーリース自体不要なのではないか。
 - ・カメラやタブレットのように代替品のある高価物品は、公私両方で使い線引きが難しいので、購入は認められないとすべき。
 - ・認められないとしてしまうと、いざ自分が必要となったときに活動範囲を狭めることになるのではないか。
 - ・会派で管理し使用するものとしてプロジェクターを購入した。市民に説明できればよいと考える。個人管理となると難しいかもしれない。
 - ・購入理由を説明でき、妥当と判断されるものについては購入しても良いと考える。ただし高額品の購入は説明を求められる頻度が上がる可能性があるため、購入にも運用にも管理にも慎重を期するとマニュアルに追記すべき。

【結果】

- ・カーリースは禁止とする。(マニュアル P25)
- ・高額な物品(1万円以上の備品)については市民から説明を求められる頻度が上がるため、説明責任を果たせるか細心の注意をはらい購入し使用するようマニュアルに記載する。(マニュアル P53)

【マニュアル該当部分】

P25

2 充当できない経費

項目	参考事例
	⋮
その他議員個人のために使用する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が役職を兼ねている他団体の役員会及び総会等への出席に要する経費 ・自動車の購入及び維持・修理、カーリースに要する経費 ・議員が個人的に飲食するための経費

6 事務機器に係る経費

<p>政務活動費は、原則、政務活動に要する費用に充当するものであり、政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当ではありません。</p> <p>このことから事務機器については、会派控室で使用するものに限り充当できます。</p>		
費 目	充 当 額	説 明
事務機器の購入	按 分	<p>☆ パソコン、プリンター等 1 万円以上の事務機器を購入した場合は、政務活動費備品台帳（マニュアル様式第 4 号）を作成し、会派または議員で保管すること。</p> <p>☆ 政務活動以外にも利用可能であり、政務活動とその他の活動に明確に区分することが難しいことから、会派または議員の責任において実態に応じ、合理的に説明できる比率を定め、按分して充当すること。</p>
事務機器リース料	按 分	

※事務用品等の消耗品についても、同様の考え方で充当してください。

※ 1 万円以上の備品の購入は、用途を含め市民から説明を求められる頻度も上がるため、それらも踏まえ説明責任を果たせる購入、使い方をしてください。

※リース契約は所有権移転外契約を結び、契約終了後に返還すること（令和 5 年 5 月から適用）。

● 広報紙費用について

12	自由民主党	<p>政務活動費を使って各議員が作成している市政報告書（個人のチラシ）に関して、掲載する顔写真、スナップ写真または本人と認識できる似顔絵、プロフィールについては、あらためて紙面に対する割合を明確にし、共通認識のもと発行すべきでないか。</p> <p>前期、同委員会で議論したが、今期、新しい議員に入れ替わり認識が共有されていないように感じる。</p>
13	日本共産党	<p>【広報紙における広報誌の印刷費等について】 各会派、または各議員の広報誌に政務活動費を充当する場合は ・発行枚数を明確に記載する ・事務局に原本を出す などのルールは統一すべきと考える。</p>
14	あしやしみのこえ	<p>市政報告の印刷代は領収書に金額のみではなく、充当内容を記載するよう見直しを求める（部数、単価、様式、ポスティング代等）そして、必ず原本を渡すこと。市民に説明がつくようにすべきです。</p>

【協議要旨】

- No. 13～15
- ・紙面の 10～15%は発行元情報で、市民とコンタクトをとるための必要な情報で載せるべきなので按分していない。
 - ・写真のサイズや種類など、再度確認し周知しようという趣旨の課題である。
 - ・紙面の使い方は各会派が、決めて作成し説明できるのであればそれ以上言うことはない。
 - ・広報紙の原本提出については、他市で印刷・配布していないのに領収書を偽装しているところがあった。原本確認は最低限で、部数、配布されているかまで確認すべき。
 - ・単価、部数は必要と考える。業者が出してくるものを添付するか領収書に手書きで加えるかだが、手書きでもいいのでは。

【結果】

- ・広報紙のプロフィールの紙面に対する割合については、上記のような議論があった。
- ・広報紙の領収書は、手書き、印刷を問わず、請求書内訳として単価、部数は必須で明記する旨、マニュアルに記載する。（マニュアル P30）

【マニュアル該当部分】

P30

支出内容を明らかにする書類	議長保存 (5年間) 【HP公開】	原本提出	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等（支払額を証明できる書類） ※印刷代・配布代とも単価・発行部数（配布部数）を明記すること（印刷・手書きを問わない） ・支払記録（請求書、振込記録等） ※ただし広報紙に係る支払いに限る ・広報紙
			<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託成果物（HP画面写し等） ※保守、メンテナンス以外のホームページの修正の

● 個人払いについて

15	あしやしみのこえ	【政務活動費の会派支給を見直し】 個人支給への変更を求めます。本来であれば1人月70,000円支給。にもかかわらず、会派全体で政務活動費を割り当てられたことになるので説明がつきにくい。仮に会派が解散した場合、事務局も含めて事務負担が増えると考えられます。
----	----------	---

【協議要旨】

- No. 15
- ・ 会派内であまり政務活動費を使用しない人の余剰分を、多く使用する人が使用している現実があるため、個人支給への変更を求めるもの。
 - ・ そもそも会派で共通するものに対してしか支出しないため、現状で問題なく、個人支給にしたとしても合算して使うことになる。
 - ・ 会派控室に設置したコピー機や会派で使用する備品を購入する現状を考えると、個人支給にする必要はない。

- 【結果】
- ・ 個人払いはしない。

● 任期、年度、契約期間内の適切な支出について

16	日本維新の会	【備品の考え方について】 1万円以上のものについては、台帳管理による備品扱いとなり、減価償却の耐用年数を満了する前に議員を辞職（任期満了後、再選しない場合を含む）した場合、残りの年数分を返金するというルールになっている。1万円に満たないものについては耐用年数の考え方が適用されないため、辞職直前に購入し、持ち逃げすることが可能な運用になっている。プリンタインクカートリッジなどの消耗品を含め、換金することも可能である。辞職直前に購入した物品について、任期中に使用することが困難であることを鑑みると、一定の制約を設ける必要があるのではないか。
17	日本維新の会	【年度末直前の駆け込み消費について】 現状のルールでは、年度末直前に大量に消耗品等を購入し、政務活動費を使い切ることが可能になっている。切手ほどの換金率ではないものの、消耗品の大量購入で使い切り、換金することも可能であることを考えると一定の制約を設ける必要があるのではないか。
18	山口議員	マニュアルに沿った使い方であっても、任期終了や辞職をする数日前に駆け込み的に、政務活動費を使うものに関しては用途を市民に丁寧に説明する必要がある。 （事例、辞職数日前に、文具・コピー用紙、・プリンターインク・ICレコーダー・ガソリン）すべて規定内に収まっているが、市民に理解がいただけないのではないか。
19	日本共産党	【任期の最後や任期途中で辞職した議員の駆け込み的な政務活動費の使い方にルール作りが必要ではないか。】 具体的事例：令和4年5月31日（火）で辞職された元議員が、5月27日（金）に購入した備品や消耗品（ICレコーダー、プリンタインク、文具等）に政務活動費を充てている。特に、備品は個人の事務所で使用するものには充当できない（マニュアル41ページ参照）ため、原則は市議会控室で使用するのが大前提となる（なお、5月28日、29日は土日のため閉庁している）。よって、残りの日数で消費できるとは思えず、この場合は政務活動費を充当すべきではなかったと考える。
20	あしやしみのこえ	任期最後や途中辞職直前に消費する領収書は減価償却の耐用年数が満たないものは認めないよう徹底する。説明がつかない。
21	日本維新の会	【リース契約について】 所有権移転契約を結んだ場合、契約終了後に個人の資産となる。政務活動費を個人資産の購入費のために活用したことと同義になるため、所有権移転外契約を結び、契約終了後に返還することをマニュアルに明記しておく必要があるのではないか。
22	日本維新の会	【改選をまたがる支払いについて】 HPのサーバ費、書籍等の年間購読費など、1年分の費用を計上することがあるが、任期を超えた分の費用を政務活動費から支払うのは問題がある。年間使用料の月割などで、対象月相当の支払いのみを認めると、マニュアルに明記する必要があるのではないか。

【協議要旨】

- No. 16～22
- ・換金可能なものを任期終了間際や年度末に購入するのは禁止したい。インクカートリッジは会派人数により使用頻度、量も違い、また必要なものなので、切手のように購入禁止にするのは難しい。
 - ・任期終了間際に大量に購入し再選しなかった場合に、余った物品を金額で返金する制度があればいいが。任期終了間際のまとめ買いを止めるルール化をするのもいいのでは。
 - ・返金するより按分率で調整すればよいが、按分率を定めるのも難しい。事務局も按分を強制はできないので、按分を求めるルールを作るのが適当と思う。残り任期が少ない場合は按分する旨をマニュアルに記載し按分を促しても良いが、今回上がっている具体的な事例も按分はされており、ルールには則っている。
 - ・他市で消耗品の返還事例があればマニュアルに追記してほしい。
 - ・リース契約についての課題は、所有権移転外契約とする旨をマニュアルに追記したい。

【結果】

- ・改選をまたがる支払いは、任期ごとに充当するようマニュアルに記載する。
(マニュアル P6)
- ・リース契約は所有権移転外契約を結ぶようマニュアルに記載する。(マニュアル P53)
- ・任期終了間際の物品の購入について、疑義をもたれることのないよう留意するとマニュアルに記載する。(マニュアル P55)

【マニュアル該当部分】

P6

(2) 前払いとなるもの(年間購読料等)

前払いで契約を締結することが一般的な費用(年間購読料等)で、対象期間が政務活動費の会計年度をまたぐ場合、また任期をまたぐ場合は、政務活動費の会計年度ごと、任期ごとに充当してください。(例:対象期間が10月～翌年9月の場合)

6 事務機器に係る経費

<p>政務活動費は、原則、政務活動に要する費用に充当するものであり、政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当ではありません。</p> <p>このことから事務機器については、会派控室で使用するものに限り充当できます。</p>		
費目	充当額	説明
事務機器の購入	按分	<p>☆ パソコン、プリンター等1万円以上の事務機器を購入した場合は、政務活動費備品台帳（マニュアル様式第4号）を作成し、会派または議員で保管すること。</p> <p>☆ 政務活動以外にも利用可能であり、政務活動とその他の活動に明確に区分することが難しいことから、会派または議員の責任において実態に応じ、合理的に説明できる比率を定め、按分して充当すること。</p>
事務機器リース料	按分	

※事務用品等の消耗品についても、同様の考え方で充当してください。

※1万円以上の備品の購入は、用途を含め市民から説明を求められる頻度も上がるため、それらも踏まえ説明責任を果たせる購入、使い方をしてください。

※リース契約は所有権移転外契約を結び、契約終了後に返還すること（令和5年5月から適用）。

任期終了間際の購入

- ・費目を問わず、任期終了間際の物品等の購入については、任期中に使用することが可能な量であるか、使用方法や使用量について市民から疑義をもたれることのないように留意してください。

● ホームページの更新について

23	日本維新の会	【ホームページの更新について】 ホームページの場合、更新をかけると更新前の状態を後から確認することができなくなるため、支出が適当なのかどうかを後から確認することができない。更新に伴う支出の場合、具体的な更新内容を確認できる資料（ホームページの修正前・修正後など）の添付を求める必要があるのではないか。
----	--------	--

【協議要旨】

- No. 23
- ・保守、メンテナンス費用ではなく、別途ホームページの修正を依頼したものについて、ホームページのどこをどのように更新したのか後からでもわかるよう、修正後、あるいは修正の指示内容のわかるものを添付すべき。

- 【結果】
- ・ホームページの修正前後が分かるものを添付することとし、マニュアルに記載する。（マニュアル P30）

【マニュアル該当部分】

P30	支出内容を明らかにする書類	議長保存 (5年間) 【HP公開】	原本提出	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等（支払額を証明できる書類） ※印刷代・配布代とも単価・発行部数（配布部数）を明記すること（印刷・手書きを問わない） ・支払記録（請求書、振込記録等） ※ただし広報紙に係る支払いに限る ・広報紙
			写し提出	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託成果物（HP画面写し等） ※保守、メンテナンス以外のホームページの修正の場合は、修正前後がわかる画面写し等を添付すること ・配布資料等

● 新聞（一般紙）の取り扱いについて

24	日本維新の会	【新聞（一般紙）の取り扱いについて】 一般的な社会人が自腹で購入している一般紙について、政務活動のための費用であると主張するのは無理があり、市民からの理解が得られるとは思えない。政務活動費で認めるのは専門紙とし、一般紙への適用は見直したほうが良いのではないか。
----	--------	--

【協議要旨】

- No. 24
- ・ 地元紙、経済紙など複数あるため、主張のある新聞が政務活動に資するのであれば政務活動費を使用してもいいのでは。
 - ・ 一般紙は事務局で取っているので、それを閲覧すればよい。
 - ・ 個々で使用可能な媒体のため、市役所で閲覧するのみではなく持ち運べるのが良いところである。
 - ・ 色々な情報源を複数持つておくのは必要なので間口を狭めるのもどうか。
 - ・ 書籍が認められ、新聞が認められないとなると線引きが難しいのでは。

【結果】

- ・ 新聞（一般紙）の取扱いについては、上記のような議論があった。
- ・ 現状どおりとする。

● 物品購入時の添付資料、領収書と支払いについて

25	日本維新の会	【物品購入時の添付資料について】 レシートまたは領収証を添付することとなっている。例えば「文具等」という領収証を切ってもらい、文具を購入した場合、実際には政務活動費とは関係ない子ども向けキャラクター文具の購入に充てることも可能となっている。基本的にはレシートの添付も求めるべきではないか。
26	日本維新の会	【領収証と支払いについて】 領収証は物品購入費や印刷費などの証明資料として有効なものであるが、金額や領収証そのものを捏造して提出することも可能となっている。領収証のみではなく、支払い記録の証明である銀行の振込記録やクレジットの支払記録も求める必要があるのではないか。

【協議要旨】

- No. 25、26
- ・ レシートも振込記録も添付すればよい。
 - ・ 現在もそのように対応しているのでは。勉強会などで現金で書籍などを購入した場合、急ぎ領収書を渡されるパターンは、多くはないが領収書が信頼に足るものか気になる。
 - ・ 領収書のみでなく、支払記録の添付は可能な場合と不可能な場合がある。広報紙配布を新聞の販売店やボランティアの方に依頼し、現金払いした場合等は不可能。「可能な限り」としたい。
 - ・ 現金払いが駄目だというわけではないので、添付できるものは添付したらよい
 - ・ 少額のカード払いで支払記録を付けるのは煩雑、金額で線引きできないか。
 - ・ 請求書が届いて支払う形態を想定している。レジを通して支払うものの捏造は難しいので、機械を通さないやり取りの場合の領収書の捏造を防ぎたい。
 - ・ 領収書は取引の証明があればよく、レシートがあれば添付。領収書が取引の証明として不十分な場合は、振込記録、請求書、業者とやり取り取引があったことを証明できるものを添付する。
 - ・ 「請求があって支払いする」といった取引は印刷費に多いので、試行的に広報紙に係る費用に限定して支払い記録等を添付することでどうか。

【結果】

- ・ 物品購入時は明細のわかるものを添付し、記載がない場合は自分で記載することとしマニュアルに記載する。(マニュアル P27, 36)
- ・ 広報紙に限定し、領収書のみではなく請求書や振込記録などの支払記録を追加で添付することとし、マニュアルに記載する。(マニュアル P30)

【マニュアル該当部分】

P27

1 調査研究費

区 分		説 明	
⋮			
支出内容を明らかにする書類	議長保存 (5年間) 【HP公開】	原本提出	・領収書等(支払額を証明する書類) ※物品購入時は明細がわかるものを添付または記載すること ・政務活動費視察報告書(マニュアル様式第7号)
		写し提出	・視察資料等(視察したことが分かる抜粋でも可)
	会派・議員保管 (5年間)	・政務活動費業務委託契約書(マニュアル参考様式第1号) ・業務委託成果物 ・作成資料等	

P36

7 資料作成費

区 分		説 明	
⋮			
支出内容を明らかにする書類	議長保存 (5年間) 【HP公開】	原本提出	・領収書等(支払額を証明できる書類) ※物品購入時は明細がわかるものを添付または記載すること
		写し提出	—
	会派・議員保管 (5年間)	・政務活動費業務委託契約書(マニュアル参考様式第1号) ・政務活動費備品台帳(マニュアル様式第4号) ・作成資料(翻訳等を行った場合は、その原本又は写し)等	

P30

3 広報費

区 分		説 明	
⋮			
支出内容を明らかにする書類	議長保存 (5年間) 【HP公開】	原本提出	・領収書等(支払額を証明できる書類) ※印刷代・配布代とも単価・発行部数(配布部数)を明記すること(印刷・手書きを問わない) ・支払記録(請求書、振込記録等) ※ただし広報紙に係る支払いに限る ・広報紙
		写し提出	・業務委託成果物(HP画面写し等) ※保守、メンテナンス以外のホームページの修正の

● 旅費の確認資料について

27	自由民主党	調査研究費の高速代について。県外の場合は、透明性を確保する観点から、例えば会議資料など明確に目的が認識できる書類を添付し、徹底すべきではないか。
28	日本共産党	【通信・運搬に係る経費の内、ガソリン代の充当について】 自家用車等の使用に際し、市内での政務活動とプライベートに線が引きにくいことや、明確に政務活動のための移動であるという証明が難しいため、充当については見直すべきと考える。なお、自宅から市議会への移動（通勤）には、ガソリン代を充当できない。また、遠距離の視察の場合は、原則は公共交通機関を利用することになる。車で遠方に出向く場合は、ガソリンを満タンで出発し、その視察で使った分を給油するなど対応できるため問題がないと考える。
29	あしやしみのこえ	私用での移動と区別のつかない自家用車、バイクのガソリン代について考え方の整理を求め。現在、上限5,000円として見なし処理をしていますが、実際の公務等で必要なものならば上限ではなく移動実績で考えるのはどうか。

【協議要旨】

- No. 27～29
- ・ 高速代については、会議資料などの明確に目的が確認できる添付可能な資料があれば添付したらよい。視察や研修は概要でもいいので研修資料を提出可能。広聴費は高速を利用すれば帰路も利用するはずなので、利用時間から広聴費で妥当とわかる。高速を利用する用途は視察、勉強、陳情等色々あるが費目を変えて提出すれば、費目で何の目的による高速代かがわかる。
 - ・ ガソリン代について、移動は原則、公共交通機関を利用すべき。公共交通機関を使えない場所は車を利用し、遠方へ行くことも問題ないが、職員が厳しい制限の中で業務を行っていることに準じて良いのでは。
 - ・ 市内だけで活動するわけではなく、また、市内でも奥池地区や相談、地域の状況を確認する場合、公共交通機関はあるが時間がかかり非効率な地域もある。ガソリン代の費目も多岐にわたり、プライベート利用との分離は不可能であるからこそ按分している。ガソリン代の充当をなくすことは活動の制限になる。説明責任は議員本人にあり、充当は必要と考える。
 - ・ 日々の市内の活動でガソリン代を月1万円も使うことは難しいのでは。目的によりガソリン代の請求方法を分けて請求すればいいのではと考える。遠方の視察などは目的があるので、今のマニュアルでも1/2按分ではなく全額使用可能。
 - ・ マニュアルP44のガソリン代は視察、研修、要請・陳情活動となっており調査研究費ではないが、市外に調査研究に行けば5000円を超える場合もありうる。活動記録と給油記録を示せば5000円の上限とは別に使用できるようにするべきでは。明確に示すことができる、かつ遠方の場合は調査研究費で充当可としたい。

- 【結果】
- ・ 高速道路代は現状どおり
 - ・ ガソリン代も現状どおり。調査研究費のガソリン代も 5,000 円の上限のものとは別に、明確に用途を示すことができるものは個別で使用できるよう、マニュアルの記載方法を整理し分かりやすく記載する。(マニュアル P44, 49)

【マニュアル該当部分】

P44

1 視察、研修、要請・陳情活動に係る旅費

⋮		
ガソリン代	支払額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発直前にガソリンを満杯にし、帰着直後にガソリンを満杯にするなど、その政務活動のみに使用したガソリン量が明確にできる場合に限り全額充当可。

P49

4 通信・運搬に係る経費

⋮		
ガソリン代	按分	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 支払額の2分の1以内の額、ただし、1人1月5,000円を上限とする。 ○ 出発直前にガソリンを満杯にし、帰着直後にガソリンを満杯にするなど、その政務活動のみに使用したガソリン量が明確にでき、合わせて活動記録を添付できる場合に限り全額充当可。 ○ 単車のガソリン代にも充当可。

● 郵送代、レターパック等について

30	郵送代についての領収書を提出する際は、送付物の写しを添付すべきか
31	切手代への充当を禁止しているが、レターパック代やその他郵送の送料の取り扱いをどう考えるべきか

【協議要旨】

- No. 30～31
- ・レターパックも換金可能なため切手と同じではないか。
 - ・レターパックを使用せずとも追跡可能な特定記録郵便で対応可能。
 - ・送付物の内容は個人情報もあり公開できないため、写しは取っておき政務活動費と証明できるようにしておく。

【結果】

- ・郵送代は送付物の写しをとっておき、後から政務活動と証明できるように記録しておくようマニュアルに記載する。(マニュアル P50)
- ・レターパックは禁止とマニュアルに記載 (マニュアル P25, 49)

【マニュアル該当部分】

P49, 50

4 通信・運搬に係る経費

⋮		
レターパック購入代	不可	● 充当できません。
⋮		
郵送代	支払額	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 政務活動以外の郵送とは領収書を分けること。 ☆ 送付先と送付理由を控え、送付物の写しを保管しておき、後援会活動、選挙活動及び政党活動などではなく政務活動であることを証明できるようにしておくこと。

P25

2 充当できない経費

項目	参考事例
⋮	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・切手、レターパック購入代 ・名刺代 ・タブレット型端末の使用料 ・政務活動に資することのない会議への出席に係る経費 ・手土産代 ・公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費

● その他の協議事項

【協議要旨】

- ・マニュアルの改訂について、製本したものの配布はどうか。
- ・新マニュアルの周知徹底はどのようにするか。
- ・マニュアルの適用時期をいつからにするか。

【結果】

- ・ペーパーレスを考慮し、電子データのみとし、原則冊子の作成は行わない。
- ・新マニュアルの周知徹底は委員から各会派で説明いただくとともに、中間報告を全議員への説明の機会とする。
- ・任期終了間際についての注意書きもあり、新年度から適用する方が有効に機能する。改訂日（令和5年4月）を明記しそこから適用開始とする。（マニュアルP2、奥付）ただし、1か月だけの契約変更が発生する可能性があるリース契約を除く。（マニュアルP53に記載済み）

【マニュアル該当部分】

P2

3 政務活動費マニュアルの改訂

政務活動費の適正な取扱い及び事務処理の明確化とともに、使途の透明性を確保するため、その運用の判断基準として平成25年（2013年）4月に政務活動費マニュアルを策定しました。

今後、このマニュアルの内容に疑義が生じた場合や、社会情勢の変化等により改正の必要が生じた場合は、改めて内容を協議し、適宜見直しを図っていくものとしており、平成28年（2016年）4月、平成31年（2019年）4月、令和5年4月*に改訂を行いました。

※令和4年（2022年）8月から翌年2月にかけて「政務活動費あり方検証検討会議」を設置して使途基準の見直しを行い、このマニュアルを改訂しています。

奥付

芦屋市議会 政務活動費マニュアル

平成25年（2013年）4月 作成
平成28年（2016年）4月 改訂
平成31年（2019年）4月 改訂
令和5年（2023年）4月 改訂

作成 芦屋市議会事務局 総務課
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
TEL 0797 - 38 - 2001 FAX 0797 - 38 - 2170
